

Vol. 66

静政連 だより

静岡県宅建政治連盟

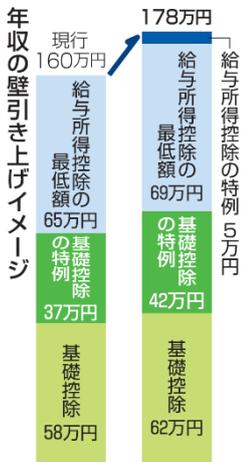
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL. 054-246-7175 FAX. 054-245-9730

年収の壁 178万円 で合意 自・国、中間層の減税拡大

自民党総裁の高市早苗首相と国民民主党の玉木雄一郎代表は18日、国会内で会談し、所得税が生じる「年収の壁」を現行の160万円から178万円まで引き上げることで合意した。2026年から適用する。物価高対策の減税を中間層に拡大し、納税者の8割に恩恵があるようにした。参院での少数与党を踏まえ、国民民主の協力を得るため自民が譲歩した。玉木氏は会談後の記者会見で、26年度当初予算案と税制改正関連法案の通常国会での成立へ協力する考えを示した。



国会内で会談し「年収の壁」引き上げを巡る合意書を手にする高市首相(右)と国民民主党の玉木代表 ▲



首相は合意に関し「所得を増やして消費マインドを改善し、事業収益が上がるという好循環を実現するために最終的な判断を下した」と強調した。日本維新の会、公明党も了承した。

大綱には、防衛力強化の財源として、所得税の増税を27年1月に始めることも盛り込む。

壁の引き上げは直近2年間の物価上昇を反映した上で特例を

適用する。具体的には「基礎控除」と「給与所得控除」の最低額という二つの非課税枠を2段階で広げる。まずは物価上昇を踏まえ4万円ずつを積み増す。

さらに、26年から2年間限定で、給与所得控除の最低額を5万円、基礎控除は年収665万円を上限に年収によって5万～32万円をそれぞれ引き上げる。物価高で生活が厳しい低所得者に加え中間層にも配慮した。

大和総研の試算では、年収600万円で扶養家族がない場合、年3万7千円の減税となる。自民税制調査会の小野寺五典会長によると、年6500億円程度の減収になる見込み。
(R7.12.19 静岡新聞より)

本号の特集 「地元顧問県議との分科会」の詳細につきましては、静政連ホームページのデジタル版をご参照ください。



静政連 HP (<https://www.shizuseiren.jp/>)

伊豆下田地区・伊東地区・熱海地区

【日 時】	令和7年11月25日(火) 15時より		
【場 所】	プラサヴェルデ		
【出席者】	県議：藤曲敬宏		
	役員：(熱海) 榎本光作 専務理事		
	(伊東) 中川幸治 地区幹事	佐藤元彦 理事	大高正次 委員
	(下田) 漆田和久 地区幹事	野口弘宜 理事	河合伸明 委員

【共通テーマ】

・盛土条例について

全体会議にて静岡県庁の職員による留意点・改正点の説明を受けた内容・重要事項説明書の記入方法を地区別懇談会で再度確認した。

・外国人による不動産取得及び宅地建物取引業免許の取得について

伊豆地区では現在外国籍の入会がない。将来、入会申込があった場合は日本語でも文章を理解して頂き、後日トラブルが無いようにする。

【地区テーマ】

1. 建築確認書及び検査済証の電算化をお願いします。

報告：神奈川県では現在電子化が行われている為、静岡県でも早く電子化をして頂き、パソコンで閲覧が出来る様に県議にお願いをしました。

2. 国立公園の指定を受けた分譲地外の土地に住宅を新築する場合の建蔽率・容積率・セットバックの緩和をお願いします。永住用の住宅を建築する場合の書類、面談の簡素化。

報告：農林事務所へ事務手続きの簡素化(面談の回数含む)を県議にお願いしました。

3. 建物大規模修繕を行う場合は建築確認書の提出が義務になりましたが、建築確認が取れない道路に面した建物を修繕する場合はどこまでが大規模修繕になるかガイドラインを明確にして頂きたい。

報告：大規模修繕工事のガイドラインを文章にて明確にして頂く事により建築確認が取得出来ない道路に面した物件の取り扱いを県議に説明しお願いをしました。

4. 伊豆湘南道路の開通

報告：一日でも早い実現をお願いした。

5. 亀石峠でのトンネル化

報告：一日でも早い実現をお願いした。



三島田方地区

【日 時】	令和7年11月25日(火) 15時より		
【場 所】	プラサヴェルデ		
【出席者】	県議：宮沢正美 伊丹雅治 土屋源由 野田治久 岩田徹也		
	役員：渡邊照芳 政連会長 杉山 正 宅建副会長 佐藤 操 副幹事長 佐藤 正 監査		
	田中健一 理事・東部隔支部長 鈴木直司 理事 芹澤 学 委員		

【テーマ①】

・外国人による不動産取得および宅地建物取引業免許の取得について現況について(宅建業者より)

現在、一部の地域にて外国人法人による宅建業免許の申請があり、外国人の為の不動産売買の拠点として活動を計画している。民泊誘致やゴミ問題等地元住人に迷惑となる事が予想され、今のうちに何かしらの対策が必要ではないか。

宅建業の許可は県の方で下りるため、許可申請の時点での対策が必要ではないか。



県議より—

この件については詳しい情報は承知していなかった為、トラブルの事例や状況を調査したうえで提言していただきたい。状況によって免許制度や資格制度の見直しについても法律改正について国と連携して取り組んでいきたい。

【テーマ②】

・令和7年5月運用開始の「盛土規制法」および「盛土環境条例」について現況について(宅建業者より)

「盛土規制法」の盛土または切土をする土地の面積について、開発盛土に関しては現状の500㎡超ではいろいろな不具合が発生する為、1000㎡超への変更を県から国に提言してほしい。500㎡では小さな分譲地でも対象になる為、コスト的にも厳しい状況である。

県議より—

開発型盛土と処分型盛土は性質的に違う為、大きく分けて検討していき不十分な点があったら協議していきたい。処分型盛土については安全確保の為、引き続き厳しく進めていく必要があり今後、皆さんからの意見を聞き、国に届けていきたい。



沼津地区

【日 時】 令和7年11月25日(火) 15時より

【場 所】 プラサヴェルデ

【出席者】 県議：杉山盛雄 坪内秀樹

役員：久保田吉光 地区幹事

石黒 巖 常任幹事・東部支部長 石山輝明 東部副支部長 小野誠一郎 理事

- ・外国人の不動産取得については、法律が関係するので国の政策の問題が大きい。今後の国会での動きに注視していきたい。
- ・外国人の宅建業免許取得については、現行では、要件を満たせば全て許可されているようであるが、資金の出所等の申告とか調査は許可要件に加えてもいいのではないかな。
- ・地籍調査が実施されているかどうかは、境界未確定地が残るなど、土地取引について大きな遅滞要件と言えるので、早急な実施が求められる。全域で実施されている市町がある反面、沼津市のように一部しか実施されていない市町がある。どのように予算配分されているのか知りたい。また、地籍調査の成果をデジタル公開することは公共の利益に大きく寄与するものと考えられる。



分されているのか知りたい。また、地籍調査の成果をデジタル公開することは公共の利益に大きく寄与するものと考えられる。

・各市町でオープンデータ化に差があり、現在、県内19市町において「パスコ社」のサイトが採用されているが、ハザードや市町のインフラ情報などのレイヤーを県で統合すれば県民に分かりやすい情報発信ができるのではないかな。



駿東地区

【日 時】 令和7年11月25日(火) 15時より

【場 所】 プラサヴェルデ

【出席者】 県議：鳥澤由克 和田篤夫

役員：赤沼道也 地区幹事 加藤正弘 理事・東部副支部長 鈴木一史 理事

- 外国人による不動産取得および宅地建物取引業免許の取得について
 - ・何れも首都圏のような影響は今のところ見られない。
 - ・外国人に関するトラブルとしては、賃貸(特に共同住宅)での事案が多い。
 - ・複数人による共同住宅への入居は制限している業者が多い。

- ・単に外国人だからと言って取引を拒否することは公序良俗に反する可能性もあり、対策が取りにくい。
- ・国レベルで検証が必要ではないか。

2. 令和7年5月26日運用開始の「盛土規制法」および同日施行の「盛土環境条例」について



・開発型盛土については許可対象面積を1000㎡超とするよう対応を依頼した。

・研修会については今回対応頂いたため、引き続き中部・西部支部の対応を政連会長から担当者に依頼できた。



富士地区

【日 時】	令和7年11月25日(火) 15時より
【場 所】	プラサヴェルデ
【出席者】	議員：鈴木澄美 木内 満 役員：宇野篤哉 宅建協会長 藤田昭一 宅建副会長 手島和久 地区幹事 石川勝也 理事・東部隔支部長 赤堀 祐 理事

【共通テーマ1】

外国人による不動産取得および宅地建物取引業免許の取得について
(協議内容)

- ・全国的にもそういった事例が増えており、全宅連でも話題に上っていることを説明。(宇野)
- ・同じく民泊業者も外国人の参入が増えている事例も説明。(藤田)
- ・専任の宅建士がいるのであれば、経営者が外国人でも日本語での対応は可能であることから、規制は難しいのではないか。
- ・今のところは経緯を見守るしかないとの結論となった。



【共通テーマ2・地区テーマ】

盛土規制法及び盛土環境条例について(共通テーマ)
静岡県盛土環境条例の撤廃又は施行規模の変更(地区テーマ)
(協議内容)

「盛土規制法関連」

- ・500㎡から1000㎡の宅地造成が一番の問題点となる。
- ・現状上記面積のミニ開発は、時間や経費の面で、ほぼ不可能に近い。
- ・分科会に参加した県職員は、国で決まった法なので該当面積の開発は額面通り行うしかなく、県で運用方法の緩和等を考える必要はないとの回答。
- ・1000㎡未満でも開発行為の許可を受け、みなし許可にした方がいい場合もある。道路の帰属の問題等があるため、行政が開発行為を受けるかどうかは不明だが、確認を取りたい。
- ・現状、運用方法や申請手続きについて県のホームページ内の問合せフォームを利用するしかないため、そこから質問しても具体的な回答は得られない。分科会に参加した県職員は、申請が上がってからでないと具体的な回答は出せないとの返答だったが、土地購入時の積算の時点で経費や期間の見積もりが必要なため、より親切な回答を求めたい(手島)
- ・前記の件で、実際に問合せフォームで行った質疑回答書を鈴木県議に提出し、検討をお願いした。



「盛土環境条例関連」

- ・通常の土砂堆積と宅地造成は分けて考えてほしい。
- ・盛土対策法が施行され、面積要件や申請方法などがごちゃごちゃになって非常にわかりにくい。
- ・自治体の工事が除外される意味の説明がなされていない。
- ・撤廃は難しいかと思われるが、運用方法については緩和されるように引き続き協議を進めていく。(木内県議)

清水地区・静岡地区

【日 時】 令和7年11月5日(水) 11時より

【場 所】 静岡県不動産会館

【出席者】 県議：天野 一(葵区) 相坂摂治(駿河区) 佐地茂人(駿河区) 天野多美子(葵区)

役員：佐々木富吉 政連副会長 小林清彦 宅建副会長 綿貫健二郎 副幹事長 山田博己 地区幹事 佐藤権一 監事
長谷川晃弘 常務理事・支部長 八木一人 理事・中部副支部長 稲葉秀隆 理事・中部副支部長
西川英司 理事 渡辺久美 理事

(1) 外国人による不動産取得および宅地建物取引業免許の取得について(共通テーマ)



- ・現在、国が法案を考えている。高市総理になって早急に進展している。これを県として意見を取りまとめる。
- ・法律ができたところで、県条例を作る。まず国の動きの情報を収集する。
- ・他県の宅建協会の動きはどうか？--まだ具体的な動きは聞いていない。
- ・国の「帰化」の条件が曖昧な為、条例策定の根拠がぼやけてしまう。国の立て付けを見てそれをもとに条例を策定したい。介護、建設現場等は外国人が必要であるが、制度の中での扱いとなっている。町内会長や消防団なども外国人がやっているところもあるが、参政権が無い

等の制限がある。

- ・賃貸住宅等でも、外国と習慣が違うなどの生活関連の問題もある。
- ・西豊田でもプロスペラ学院生の生活問題がある。市営住宅でも、ベランダでバーベキューをするなどの苦情もある。
- ・宅建免許については、まず現状把握をしたい。外国人業者は規制をする等の対策も考えたい。
- ・マンションなども、住人の過半数を超える外国人が入ってくると管理組合決議などで大問題になる。
- ・免許取得は書類が整っていると県が許可をしてしまう。民泊の許可なども県なので、監視をする、届け出を義務にするなどをして全体の把握をしてほしい。
- ・宅建免許の出し方も10年前と比べても、甘くなっている。事務所の入口を分ける等の規制もあった。以前は県が現地確認をしていたが、今はしていないのでは？
- ・以前は、協会の入会審査が先に行われていたので、ある程度の現場レベルの情報があるところで県が許可する流れだったが、今は県の許可が下りてから協会の入会審査になるので、形骸化してしまっている。
- ・外国人の入会が中部支部でも2件あった。現時点では、取引についての外国人特有の苦情は無いが今後は出てくることは十分考えられる。外国人の土地取得も含め、規制をしていただきたい。
- ・土地取得について、国際法では国籍は問われない、となっている。東京、大阪、福岡では規制が出来ている。



(2) 令和7年5月26日運用開始の「盛土規制法」および同日施行の「盛土環境条例」について(共通テーマ)

- ・まとまった時間を取って研修会を開催しましょう。顧問県議団でまとめます。
- ・国への提言にあたり、500㎡を1000㎡にした時のデメリットを解消する根拠が欲しい。
- ・残土処理費用が高騰している。業者に処分場が無いので捨てられないと言われ、処分費は言い値になっている。処分場は現状どうなっているのか？



- ・静岡は公共事業用の処分場もない状態。民間処分場も申請があれば許可を出したいが、10億円単位の資金が必要な為、民間もなかなか手を出せない状況にある。西部地域は比較的処分場があるので処分費は安い。

(3) その他

- ・土葬について。
- ・法律では、土葬は可能となっている。但し、その後の管理なども必要になる。

しだはい地区

【日 時】 令和7年10月28日(金) 17時より

【場 所】 小杉苑

【出席者】 県議：落合慎悟 良知敦行 河原崎 聖 西原明美 大石健司

役員：松本裕文 常務理事・中部副支部長 中島 篤 常務理事 石川博敏 地区幹事
丸山満由美 理事 吉永教良 理事 坂本 繁 理事

(共通テーマ)

- ・外国人による不動産取得および宅地建物取引業免許の取得について
条例ではできないと思うので、国の方へ挙げ検討する。
- ・令和7年5月26日運用開始の「盛土規制法」および同日施行の「盛土環境条例」について
国の問題、国の方に挙げる。



(地区テーマ)

- ・吉田町および周辺地域での開発行為が各地区において取り扱いが違う問題について
県の方をお願いしていただく。
- ・宅建免許許可にかかる県の判断について
県の方に宅建免許許可の免許基準を明確にしてくださいよう依頼した。



中遠地区

【日 時】 令和7年11月4日(火) 13時30分より

【場 所】 掛川生涯学習センター

【出席者】 県議：増田享大 小沼秀朗 伊藤謙一 赤堀慎吾 河原崎 全

役員：小田基浩 副幹事長 小澤典良 常任幹事・西部支部長 西郷航太 理事・副支部長
萩田鎮哉 理事 笠原宏文 委員 清水ひとみ 委員 鈴木貴博 委員 村田佳之 委員

【共通テーマ】

- ・外国人による不動産取得及び宅地建物取引業免許の取得について
現段階、宅建免許は法に合致し、書類に不備がない場合、県は許可を下ろさざる得ない状況であり、これを規制するのは難しい。浜松市においては外国人代表者の法人が宅建免許を取得している例を挙げて説明した。

外国人による不動産取得に関し、県東部方面では件数が多々ある旨、説明。県西部でも中国人、韓国人による事業用投資物件の取得がみられ、国において今後不動産取得に制限をかけるよう、県選出の国会議員と共に話し合ってもらいたいと要望。重要土地調査法も施行はされているものの規制が甘く、ザル法に近い法改正が必要であると説明した。



・「盛土規制法」及び「盛土環境条例」について

国の盛土規制法、県では盛土環境条例が制定されて開発型と処分型に一定の線が引かれ多少は申請が楽になったが、実際に分譲開発中の例をあげて規制法の難儀さを説明。日数や費用がかかり厳しすぎるため更なる規制緩和を要望した。

【その他】

・「静岡県空き家に関するワンストップ相談会」の在り方について

行政(県・市町)として、相談会をやるだけになっており、その後のフォローが一切なく、フォローをしていかないと根本的な空き家問題の解決には至らない為、関係各所への働き掛けを要望した。

浜松地区

【日 時】 令和7年11月14日(金) 14時より
【場 所】 クリエイト浜松
【出席者】 県議：鈴木利幸 鈴木啓嗣 飯田末夫 市川秀之 杉本好重
役員：後藤尚貴 政連副会長 小松幹和 地区幹事 平田文孝 地区幹事 齋藤剛史 常務理事・西部隔支部長
内田 光 常務理事・西部隔支部長 瀧本健司 理事・西部隔支部長 鈴木博文 理事

(共通テーマ1)外国人による不動産取得及び宅地建物取引業免許の取得について

外国人、主にC国人が日本の水源地や観光地などの土地及び建物等を取得し、地域の不動産価格の上昇を引き起こし地元の日本人が不動産価格の高騰により住めなくなる現象が起きてきている(ヨーロッパやアメリカではすでに特定の地域の広範囲で地元民が住めなくなる現象が起きていることから)日本も何らかの策が必要。全宅連からもこの件は何とかすべきと問題視されている。

この問題は宅建業者がいったんC国人へ土地建物を売買するとその不動産はその後購入したC国人同士で取引され、その地域の不動産評価が上がり、以前より住んでいた肝心の日本人が住めなくなる弊害がおきてきている。なんらかの規制を設けるべき。



帰化した外国人による不動産免許の取得に関しては、宅建免許権者(県)が免許を許可してから当協会へ入会を希望しても協会としては許可せざるを得ない状況。

これは、日本がGATS条約に加盟した当初外国人土地取得になんら規制を設けなかったことが要因であるが、同じようにGATSに加盟している国の中にも国内の法律で制約を課している国もあるので、静岡県もなんらかの規制を設けるべきで先生方のご意見をお伺いしたい。

特定国の外国人に不動産の取得に関して規制を設けることは困難であるが、今後できる事があるか検討したい。

協会もこの件を問題視していることをご承知おきください。

(共通テーマ2)盛土規制法及び盛土規制条例について

盛土規制法の影響でその土地の価格が下がったり不動産業者がその土地の取引を止めている。この盛土の件はすでに法令として制定されているので、今後はもう少し状況を見守りたいと思います。ただ、運営に関しては重要事項説明や契約書の作成に関してセミナー等の説明が必要かと思っています。

(地区テーマ1)

三方原農水の受益地関連の話のなかで、県のパブリックコメントに農地の除外に関して今後厳しい基準が設けられるという指針が叫ばれていたがどうなるのか。

それに関してはまだ、実態がわからないので、わかり次第テーマとして取り上げたいと思います。

(地区テーマ2) 市街化調整区域内の限定許可宅地の相続について問題点と宅建協会からの要望

このテーマは政令指定都市の浜松市としては県への要望書ではなく浜松市への要望書として提出してください。許可権者が浜松市ですので。

市会議員への要望書で出したいと思います。

(その他)

9月5日に接近した台風15号の竜巻により、牧之原市等では多くの住宅が被害を受けました。県では県営・市営住宅に加えて、民間からの借上げ型の応急住宅も用意することを発表しましたが、「災害時借上げ型応急住宅」制度の耐震基準に係る年月日の条件が緩和されれば、(災害時に)提供出来る賃貸住宅がさらに増えると思います。



以上

年収の壁 178万円に引き上げ 予算協力願いたい満額回答 自・国 せめぎ合いの末

自民、国民民主両党による「年収の壁」協議が決着した。高市政権は来年1月召集の通常国会を見据え、最優先課題となる2026年度予算成立には国民民主の協力が欠かせない。せめぎ合いの結果、国民民主が看板政策として掲げ続けた178万円に引き上げる「満額回答」で応じざるを得なかった。財源論は置き去りにされ、市場の信認低下を招きかねない。

「多くの納税者にとって手取りの増加が実現する」。高市早苗首相は12月18日、国民民主の玉木雄一郎代表との会談後、年収の壁引き上げの効果を記者団に説明した。26年度予算にも触れ「しっかりと協力していきたい」と期待を込めた。

玉木氏は「首相の政治決断に敬意を申し上げる」と謝意を示した上で「予算成立に当然協力していきたい」と明言。官邸幹部は「来年の予算成立まで見通せたのは大きい。安定政権に一步近づいた」と安堵した。

自民と国民民主の協議は最終日の18日まで難航した。国民民主は昨年12月の自民、公明両党との合意文書に基づき、178万円への引き上げを譲らず、中間層を含め幅広く恩恵を受けられるよう求めた。

一方、政府、自民としては、物価高騰分

を織り込んだ168万円が「理屈が立つ水準」（財務省）との立場だった。非課税枠を一律で上げれば「金持ち優遇になる。税収も兆円単位で吹き飛ぶ」（自民税調幹部）と懸念したためだ。協議は直前まで平行線が続いた。

最終的に決断したのは首相だった。年収の壁を178万円に引き上げる今回の合意書案にゴーサインを出した。「納税者の約8割をカバーするように手取りを増やす」と盛り込み、国民民主の要求をおおむね受け入れる内容となった。

自民と日本維新の会の与党会派は衆院定数465のうち、過半数に当たる233のボーダーライン上に過ぎない。病欠や不祥事による離党などで欠けてしまえば、再び過半数割れに追い込まれる。

政府高官は「ぎりぎりというのは怖い。

気持ち的には少数与党と変わりがない」と打ち明ける。衆参両院で少数与党だった石破前政権は25年度予算成立のため、野党の要求に応じる形で異例の2回修正を余儀なくされた経緯がある。

一方、国民民主にとって年収の壁引き上げは、党の躍進を支えてきた最重要テーマだ。与党が当初示した引き上げ案では、中所得層への減税効果が薄く、玉木氏のX(旧ツイッター)には「低所得者だけの減税では駄目だ」との懸念が寄せられていた。榛葉賀津也幹事長(参院静岡選挙区)が今月、官邸に秘密裏に入り、首相に直談判するなど水面下で政権幹部へのアプローチを続けた。国民民主幹部は「関所は越えられた。満点以上だ」と手放して評価した。



取材に応じる自民党・小野寺税調会長と国民民主党・古川税調会長ら

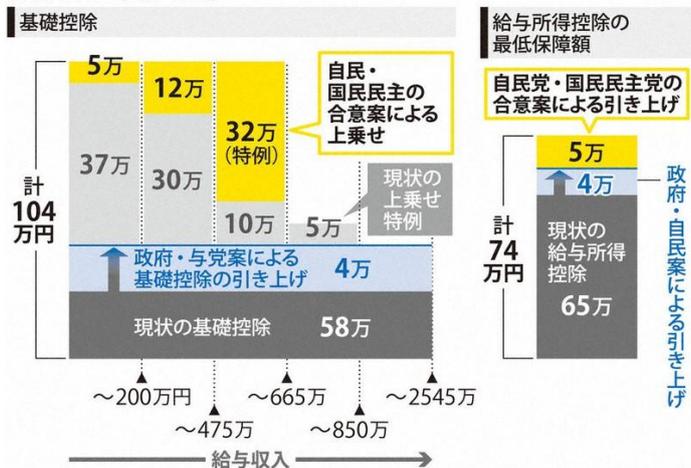
(R7.12.19 静岡新聞、12.20 毎日新聞より引用)

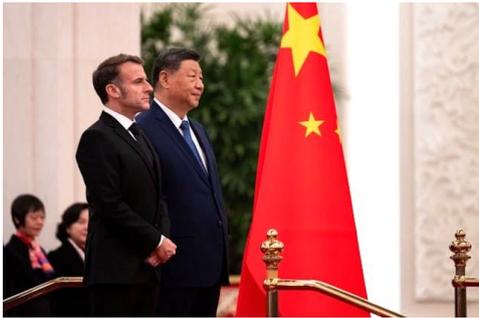
所得税がかかり始める「年収の壁」については、現行の160万円から178万円に引き上げる。中間層まで引き上げることで、給与所得のある納税者の約8割の手取りが増える。2026年は年末調整で対応する。現行160万円の課税水準は、最低限の生活費に課税しない基礎控除(58万円)に特例として37万円を上乗せした95万円と、会社員らの経費を差し引く給与所得控除(65万円)の合計になる。

今回の改正ではまず、直近2年間の物価上昇率に連動する形で、基礎控除と給与所得控除の最低保障額をそれぞれ4万円引き上げる。そのうえで26、27年に限り、基礎控除を最大限受けられる層を現行の年収200万円以下から年収665万円以下の層に広げて一律104万円まで引き上げ、さらに給与所得控除の最低額も5万円上げることで、合計178万円になるように設計した。

与党が試算した基礎控除の減税額をみると、単身世帯は年収200万円で4000円の負担減となり、300万円と400万円ではそれぞれ8000円減る。年収500万円は2万7000円、600万円は3万6000円の減税で恩恵をより受けるが、665万円を超えると控除額が減るため、例えば800万円の場合、減税額は8000円と少なくなるなど、構造がいつになつた。今回の改正で、税法上の規定で連動する住民税の給与所得控除の最低額(65万円)も4万円上がり、27、28年度分はさらに5万円引き上がる。

合意した「年収の壁」





足元では欧州要人の訪中ラッシュとなっている。

欧州、静かな「中国離れ」 日中対立、逆効果の威圧 強権体制へ警戒、沈黙保つ

台湾有事をめぐる高市早苗首相の国会答弁に端を発した日中対立が国際社会に飛び火している。中国は「日本の軍国主義」を指弾し、欧州諸国にも中国の立場を支持するよう呼びかける。対立に巻き込まれたくない欧州は沈黙を守るものの、強権体制への警戒感が広がり、静かな中国離れにつながりつつある。

足元では欧州要人の訪中ラッシュとなっている。今月に入ってフランスのマクロン大統領やドイツのワーデフェール外相が訪中した。年明けにスターマー英首相、来春までにメルツ独首相が続く。

今秋までは大阪・関西万博の視察という名目で欧州要人が日本を訪れていた。まるで日本から中国へのシフトだ。

「ドイツとは異なり、戦後80年がたっても侵略の歴史の反省を徹底していない」。中国の王毅(ワン・イー)共産党政治局員兼外相はワーデフェール氏にこう伝えたという。欧州各国をもあえて反論せず、黙認したと受け取れる態度に終始する。

日本は一喜一憂すべきでない。一連の外交日程は高市政権の発足前から大筋で固まっていた。アジア外交では日本と中国、インドなどでバランスをとるのが欧州流だ。何の外交的な成果がなくても中国との対話を続けるべきだというのが欧州の基本スタンスでもある。

そもそも欧州は中国の説明をうのみにしていない。米国が西側の盟主であることを放棄した千載一遇のチャンスにロシアが欧州、中国は日本を威圧する。戦後の国際秩序の崩壊が日中対立遠因にあるというのが欧州の共通認識だ。

中国は欧州企業にレアアース(希土類)の輸出管理で揺さぶりをかけた。政府が自国民に日本への渡航を自粛するよう呼びかけたことと重ね、中国が経済威圧を武器にする強権国家とのイメージは欧州でますます膨らむ。過度な対日圧力が欧州を味方に引き込みたい中国によっては逆効果となりつつある。

欧州が日中対立で沈黙を守るのはなぜか。いくつかの理由がある。

まず、飛び火を恐れる。日本に肩入れすれば欧州も巻き込まれかねない。ワーデフェール氏は10月「中国の覇権

主義」を痛烈に批判。発言の修正を求める中国と衝突し、訪中を延期した経緯がある。

表向きは矛を収めて12月に訪中したが、中国を再び刺激するわけにいかない。

日中対立ではトランプ米大統領の態度が曖昧だ。欧州があえて火中の栗を拾う必要はない。

何より欧州にとってウクライナの停戦交渉が最優先課題だ。信用できぬ米国と仮想敵国ロシアが腹の探り合いをしているなか、中国とのトラブルは避けたい。中国がさらに強くロシアと結びつき、面倒な事態になる。

欧州各地で来年から選挙ラッシュとなることも足かせだ。自動車や化学、金融など一部の業種は中国ビジネスに固執する。「政治かビジネスを邪魔し、景気を冷やす」とみられれば与党から票が逃げる。中国とのあつれきは少ない方がいい。

日本の法の支配や開かれた社会をベースに自由民主主義や市場経済の守り手であることを鮮明にするのが肝要だ。高市首相らが主要7カ国(G7)会議の場などを使い、説明を尽くせば欧州は日本に耳を傾けるだろう。

中国の威圧に慌てる必要もない。日本は第2次世界大戦でドイツとともに国際秩序を壊し、周辺国を侵略した。過去への深い反省に立ち、戦後は民主主義や法の支配を重んじる国家を志したのではなかったか。いまはインド太平洋の民主主義勢力と連携を深め、国際秩序を崩そうとする強権国家に備える時期なのだ。

欧州は中国との距離を計る

 フランス	<ul style="list-style-type: none"> 訪中したマクロン大統領が対中関係重視を表明 中国ネット通販のSHEINに課税検討
 ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> メルツ首相が2026年春までに訪中予定 外相が中国の覇権主義を批判
 英国	<ul style="list-style-type: none"> 在英中国大使館のロンドン中心部への移転を承認見通し スターマー首相が「中国は国家安全保障上の脅威」と指摘

(R7.12.18 日本経済新聞より)

26年度予算案閣議決定

実るか、高市流成長戦略

AI・半導体・・・17分野 積極財政今後も

12月26日に閣議決定された2026年度予算案では、高市早苗首相が主張する「強い経済」実現のため、官民投資を推し進める17の戦略分野の支援策なども盛り込まれた。政府は26年6月に成長戦略を取りまとめる予定だが、首相が「継承」を強調する安倍晋三政権時代の成長戦略は日本経済の停滞を打破できなかった。高市政権は目標を達成できるのか。

高市首相が掲げる17の戦略分野の中でも重要視される人工知能(AI)・半導体関連の予算額は、25年

日本成長戦略本部が設定した戦略17分野

- 人工知能(AI)・半導体
- 造船
- 量子
- 合成生物学・バイオ
- 航空・宇宙
- デジタル・サイバーセキュリティ
- コンテンツ(映画、アニメ、ゲームなどの産業)
- フードテック
- 資源・エネルギー安全保障・GX(グリーン転換)
- 防災・国土強靱(きょうじん)化
- 創業・先端医療
- フュージョンエネルギー(核融合)
- マテリアル(重要鉱物・部素材)
- 港湾ロジスティクス
- 防衛産業
- 情報通信
- 海洋

度当初予算比約9000億円増の1兆2390億円と大幅に拡大した。

このうち大半を占めるのが、最先端半導体の量産化を目指す国策会社ラピダス関連費だ。同社への研究開発支援約6300億円と追加出資分1500億円を特別会計に計上する。ラピダスへの政府出資は25年度の出資分と合わせると計2500億円となる。

また、AIロボットなどの社会実装を見据え、画像や音声など言語以外の情報を認識して動作を決められる AI 基盤の開発委託事業を新設する。3873億円を積み、26年度にも企業の公募を始めるという。経済産業省幹部は「AIや半導体、量子などの先端分野は技術革新のスピードが桁違いに速い」と、世界に後れをとる日本の現状に危機感を募らせる。



木内 実・日本成長戦略担当相(右)と高市早苗首相 ▲

半導体や原子力分野などの理系人材も減少傾向にあるため、経産省は全国の大学で、企業と連携した専門教育課程の創設も後押しし、国際競争力の底上げも目指す。

さらに次世代原発の技術開発に25年度当初比約37%増の1220億円を充てる。別の経産省幹部は「高市政権が目指す『新技術立国』の実現を後押しする内容で、まさに危機管理投資だ」と強調する。

戦略分野の関連予算は、16日に成立した25年度補正予算でも盛り込まれた。造船業の再生を目指すために設備投資を支援する。「造船業再生基金」を新たに設け、1200億円を計上した。「責任ある積極財政」をうたう高市政権の下、成長を期待する分野への積極的な財政出動は今後も続きそうだ。(R7.12.27 毎日新聞より)



浜岡原発データ不正

静岡地裁「裁判所としても甚だ遺憾」 運転差し止め訴訟に波紋、進行方法も見直しへ

◀ 浜岡原子力発電所(御前崎市佐倉)

が立たない中で訴訟継続の必要性を問う「訴えの利益」が論点になりつつあった。中電側は準備書面を提出し、データ不正問題で第三者委員会の調査が必要な状況になっている点を挙げ、「再稼働に至るには相当期間を要する」と説明したほか、あらためて原告側請求の却下を求めた。

原告側弁護士は直ちに結審させ、3~5号機の運転差し止めを命じる判決を出すよう求めた。原告側代理人の青山雅幸弁護士は中電側の準備書面に対し、「不正を行ったため、裁判をやり直すには膨大

な時間がかかる。だから却下してくれと言っている。裁判所を侮辱した訴訟行為だ」と強く非難。鈴木敏弘弁護士は記者会見で「中電が再稼働しないと約束しない限り、原告主張を認める判決を直ちにしなければならぬはず。それが司法の使命だ」と訴えた。

中電側は会見で地裁浜松支部での訴訟と同様に静岡地裁で係争中の訴訟でも、不正の疑いがある基準地震動に関する証拠を提出していたと明らかにした。担当者は「訴訟上の対応は今後検討していく」と語った。(R8.1.23 静岡新聞より)

静岡地裁で係争中の中部電力浜岡原発運転差し止め訴訟は1月22日、中電によるデータ不正問題公表後、初となる口頭弁論が開かれた。平山馨裁判長は「今回の件は裁判所としても甚だ遺憾に思う。裁判所として考えるところがある」と述べた。非公開の進行協議で、原告側に対して今後の進行方法を裁判所として再検討する考えを示したという。

この訴訟はこれまで、再稼働の見直し

衆院解散、総選挙へ 短期決戦 2月8日投開票 首相「自維連立の信問う」 中道「生活者ファースト」

衆議院が解散され、万歳する議員(23日、本会議場)▶



衆院は23日午後の本会議で解散された。政府は臨時閣議で第51回衆院選の日程を「27日公示、2月8日投開票」と決定した。高市早苗首相(自民党総裁)は、日本維新の会との連立政権への信任を問う重要な選挙だと位置付ける。立憲民主、公明両党が結成した新党「中道改革連合」は「生活者ファースト」を前面に掲げ、恒久的な食品消費税ゼロを訴える。解散翌日から投開票まで戦後最短となる16日間の決戦が始まった。

通常国会冒頭での解散は1966年以来60年ぶり。2月の衆院選は90年2月18日以来となる。前回衆院選が実施された2024年10月から約1年3ヵ月しか経過しておらず、4年ある衆院議員任期の折り返しにも至っていない。

与野党は小選挙区289、比例代表176の計465議席を争う。連立政権の枠組み変更や、新党中道結成で、対決の構図が大きく変わった。首相は勝敗ラインについて与党で過半数(233)と設定する。

与党は飲食料品を2年限定で消費税の対象外とするこ

とを検討。消費税の引き下げの期間や代替財源のほか「政治とカネ」問題への対応、外国人政策、選択的夫婦別姓、解散の大義などを巡り論戦が交わされる。

首相は、衆院解散を巡り「新たな政権枠組みの下での重要な政策転換について、国民に正面から信を問うべきだと考えた」と官邸で記者団に述べた。自民の古谷圭司選対委員長は自身の目標として「自民で単独過半数、与党で安定多数(243)」と言及した。

(R8.1.24 静岡新聞より引用)

高市政権 信任問う 衆院選公示 県内8選挙区に26人



第51回衆院選が27日公示され、2月8日の投開票日に向けた12日間の選挙戦に突入した。高市早苗首相(自民党総裁)の下での初の国政選挙で、自民、日本維新の会の連立政権の信任が問われる。消費税減税の扱いを含む経済政策、安全保障に加え、外国人政策、選択的夫婦別姓導入の是非など多様性を巡る姿勢を争点に論戦を繰り広げる。首相が勝敗ラインとする与党過半数(233)を確保できるかどうか焦点。11党などの1285人が立候補した。

▲ 衆院選が公示され、第一声を上げる(上左から公示前勢力順に)自民党総裁の高市早苗首相、中道改革連合の野田佳彦共同代表、日本維新の会の吉村洋文代表、国民民主党の玉木雄一郎代表、共産党の田村智子委員長、(下左から)れいわ新選組の大石晃子共同代表、ゆうこく連合の原ロー博共同代表、参政党の神谷宗幣代表、日本保守党の百田尚樹代表、社民党の福島瑞穂党首、チームみらいの安野貴博党首。与野党による選挙戦が本格的に始まった。

衆院選は2024年10月以来、小選挙区(289)と全国11ブロックの比例代表(176)の計465議席を争う。2年以上の任期を残して解散に踏み切った首相判断も評価の対象となる。

衆院解散を前に、立憲民主党と公明党が新党「中道改革連合」を結成。二大勢力と距離を置く政党もあり、構図は大きく変わった。首相は与党過半数を実現できなければ「即刻、退陣する」と明言。中道の野田佳彦共同代表は公示前勢力(167)を上回り、比較第1党となることを目標にする。

首相は街頭演説で「政策と政権の枠組みが変わった。国民の信任をいただきたい」と支持を呼びかけた。維新の吉村洋文代表は首相と並び「安保政策が進まなかった。維新がアクセル役になる」と述べた。野田氏は「暮らしを最優先に生活者ファース

トの政策を訴える」と述べ、食料品消費税ゼロを強調した。国民民主党の玉木雄一郎代表は、解散により26年度予算の年度内成立が困難になったことに触れ「経済後回し解散だ」と批判した。

共産党の田村智子委員長は選択的夫婦別姓導入を訴えた。れいわ新選組の大石晃子共同代表、減税日本・ゆうこく連合の原ロー博共同代表は消費税廃止、社民党の福島瑞穂党首は一律で税率ゼロをそれぞれ主張した。

参政党の神谷宗幣代表、日本保守党の百田尚樹代表は外国人の受け入れ規制、チームみらいの安野貴博党首は教育や子育てへの投資を唱えた。衆院選の女性立候補者は313人。最多だった前回選の314人に次いで過去2番目の人数になった。

(R8.1.28 静岡新聞 DIGITALより引用)

会員各位

令和 7年12月22日

静岡県宅建政治連盟
会長 渡邊 照芳

国土強靱化に係る「講演会」及び「意見交換会」開催のご案内

拝啓 寒冷の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連盟の活動に際し、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政治連盟主催の講演会(及び意見交換会)を下記の通り開催致します。皆様お誘い合わせの上、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 令和 8年 2月14日 (土) 受付13:30 開始14:00

場 所 静岡県不動産会館 2階 大会議室 (定員 60名)

講演内容 ●「災害に強いまち・国をつくるために -静岡県から見つめる国土強靱化-」
講師 自由民主党 国土強靱化推進本部 事務局長 衆議院議員 勝俣 孝明 先生

●「静岡県の国土強靱化の取組」
講師 静岡県交通基盤部 理事 (国土強靱化推進担当) 野津 隆太 様

●「空き家の利活用及び特定空き家の現状と対策」
講師 静岡県暮らし・環境部 部長 縣 茂樹 様

対 象 者 代表者・従業者

主 催 静岡県宅建政治連盟 以上

お問い合わせ 本部事務局 (担当:楠元) 電話 (054) 246-7175

申込方法

- ① 政治連盟 HP : <https://shizuseiren.jp/>
- ② 下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください。
FAX : 054-245-9730 (静岡県宅建政治連盟)

【受講申し込み用紙】

商 号		電話番号	
氏 名			

(電話番号は必ずご記入ください)